

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に対する
原子力規制検査の運用等の説明会
議事録

1. 日時

令和5年9月14日（木）10:00～10:46

2. 場所

YouTube Live

3. 出席者

原子力規制庁

大向 安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）

細野 企画調査官

奥山 主任監視指導官

木村 管理官補佐

入口 総括係員

4. 議題

(1) はじめに

(2) 非該当使用者等における放射線測定信頼性確保の考え方（保安措置ガイドの改正）

(3) 原子力規制検査における主な気付き事項と是正処置

(4) その他

5. 配付資料

資料1 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正

資料2 原子力規制検査の主な検査気付き事項と是正処置について

5. 議事録

○大向（安全規制管理官） 定刻となりましたので、これより核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の運用等の説明会を開催いたします。

私は、規制庁の安全規制管理官（核燃料施設等監視担当）の大向でございます。

まず、本会の開催の趣旨ですけれども、IAEA（国際原子力機関）のIRRS（総合規制評価サービス）という規制を評価してもらいミッションというのがございまして、そこで、汚染検査等で測定器を使う際の、その測定器の信頼性に関して、規制措置をどうしているのだというような観点からコメントをいただきまして、それを受けて、RI事業者のほうは法令を改正しております。我々のほうは、品質管理の中で見ていこうという方針になったのですけれども、今回、対象としている事業者の皆さんの場合は、品質管理の義務がございませんので、ちょっと、その辺でどうするかというところの運用について、御説明をしたいという趣旨でございます。

測定器の校正とか、大きい施設は当然のことながら、毎年、毎年、きちんと校正をして、お金をかけてやっているわけですけれども、今回対象とする皆さん、必ずしも利用している事業者さんばかりではないということもありまして、特段負担になるような金銭的なコストをかけずとも、いろいろできるのではないかと、校正の精度については、運用でいろいろできますよというところの説明を差し上げたいと、こういう趣旨でございます。

とはいいながら、やはり核燃料物質等を扱っておりますので、被ばくというところは怖いと。なので、皆様におかれては、被ばくを避けるための最低限、測定器がちゃんと機能しなければ、その測定というものが意味がなくなって、無用な被ばくをするというおそれもあるという観点から、被ばくをしないように測定をしてくださいというような運用について、説明を差し上げたいと思っております。

なお、質問については、事前にいただいておりますけれども、追加で質問がありましたら、説明会終了後に事務局までお問い合わせいただければというふうに考えてございます。

では、まず説明に入る前に、資料の確認を行います。

では、入口君、よろしくお願いします。

○入口（総括係員） 核燃料施設等監視部門の入口でございます。

本日の説明資料についてですが、資料1、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正。資料2、原子力規制検査

の主な検査気付き事項と是正処置について。そして、参考として、核燃料施設等における原子炉等規制法に基づく法令報告の改善の検討状況と今後の方向性。

以上、3点となっております。

○大向（安全規制管理官） ありがとうございます。

それでは、早速、資料1から、細野企画調査官から説明をお願いします。

○細野（企画調査官） 原子力規制庁の細野でございます。

それでは、資料1に基づきまして、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの改正について、説明させていただきます。

経緯につきましては、先ほど、うちの大向が御説明したとおりでございます、それを受けて、どのように改正したかという中身でございます。

まず、資料1の10ページ目をお開きいただければと思います。10ページ目の真ん中下辺りに、また、これらの放射線管理のための活動において使用する放射線測定器等について、校正等の管理を行うとともに、適切な方法で使用する必要がある。その際、第三者の確認等を含めた対応により、当該措置の信頼性を高めることが望ましいという形で、これまでも皆様をお願いをしていたところでございます。

これに加えまして、今回改正したところは、その下の行でございます。非該当事業者、これ、本日お聞きいただいている方々だと思います。及び核原料物質使用者における放射線測定信頼性確保の考え方の例を参考1に示すということで、参考1に飛ばさせていただきます、14ページでございます。

14ページにおきまして、参考1としまして、非該当使用者等における放射線測定信頼性確保の考え方の例ということで、あくまで例示をさせていただいているところでございます。

1ポツでございます。放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定、カッコ書きは飛ばさせていただきます、第2条の11の6第2号イ及び核原料物質の使用に関する規則に係る認定機関への委託等についてということで、委託に係るケースについての例示を書かせていただいております。

放射線業務従事者の外部放射線に被ばくすることによる線量の測定に当たっては、ISO/IEC 17025:国際標準化機構／国際電気標準会議試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に規定する能力を満たす者または機関による測定及びそれと同等の品質マネジ

メントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定とすると。具体的には以下の測定であるということで、①番から③番まで記載させていただいてございます。

まず、①といたしまして、非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会、JABです、のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定と。

15ページに参りまして、②番、非該当使用者等が、公益財団法人日本適合性認定協会のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定と。

③、①及び②に掲げる測定のほか、これと同等の品質を確保して行う測定。例えば、公益財団法人日本適合性認定協会以外の国際試験所認定協力機構（IRAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関のISO/IEC 17025に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定などということで、お願いしたく思っております。

2ポツでございます。管理区域及び周辺監視区域における線量当量率並びに管理区域における放射性物質による汚染の状況の測定、放射線業務従事者の人体内部に摂取した放射性物質からの放射線に被ばくすることによる線量の測定、放射性物質による人体及び人体に着用している物の表面の汚染の状況の測定に係る放射線測定器の校正等についてということで、校正等は必ずしもISO/IEC 17025に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではないと。なお、外部の機関に校正等を委託する場合であっても、法令に基づき、次のページに参ります、非該当使用者等が校正等により放射線測定器の機能を維持することが求められていると。よって、非該当使用者等は、委託した外部の機関が放射線測定器の校正等を適切に行っていることを確認することが望ましい。確認の方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約等で委託する校正等の実施に係る確認事項を定め、それらの実施状況を記録等により確認することなどが考えられると。

校正等は、毎年必ず実施することを求めるものではなく、測定の目的及び対象に応じた必要な精度を確保できるよう、計画的に実施することが望ましいとしています。

なお、これらの放射線測定の信頼性確保等に係る記録については、法令に定める測定に関する記録の保存期間を考慮し、保存期間を設定することが望ましいということで、一応お願いしたく思っております。

ページを戻りまして、この「望ましい」の趣旨でございますけれども、4ページ目でございます。パブリックコメントで、この「望ましい」の趣旨はどのような趣旨かというのをお尋ねになられた方がいらっしゃいましたので、私どもで作った回答が4ページ目の真ん

中のパラグラフでございます。御指摘の「確認することが望ましい」と記載した理由は、非該当使用者等によって、保有する核燃料物質や核原料物質の利用形態が異なるためです。例えば、日常的に使用している施設と密封状態で保管だけを行っている施設とでは状況が異なることから、非該当使用者等が自らの施設の状況を踏まえて取り組んでいただく際の、あくまで例示として記載したものです。

また、校正等の頻度についても、上記と同様の考え方により記載したものですというところで、あくまで例示、推奨例として参考1はあるものだというふうに理解していただければと思います。

実際の検査の現場では、まさしくケース・バイ・ケースになろうかとは思いますが、こういう考え方で、規制庁として望ましいというものについて、それぞれの事情も加味しながら確認していきたいというふうに考えてございます。

資料1については以上でございます。

○大向（安全規制管理官） ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料2について、奥山主任指導官から説明いたします。

○奥山（主任監視指導官） 奥山でございます。

資料2、原子力規制検査の主な気づき事項と是正処置について、御説明をいたします。

資料の構成でございますけども、1ポツ、はじめにのところは、説明の趣旨を書いております。2ポツのところは、この気づき事項の事例紹介、規制要求事項の理解促進というところで書いております。それと、あと1枚めぐりまして、別紙の1のところは、具体的な気づき事項と是正処置の一覧表が書いてあります。一番最後のページは、品質管理規則の補足説明資料ということでございます。

以上が資料の構成でございますので、早速、御説明させていただきます。

まず1ポツ、はじめにのところでございます。これまでこの説明会におきましては、令和2年度から実施している原子力規制検査の気づき事項について、共有を行っております。

この目的は、これら気づき事項を他山の石としまして、各事業者におかれまして、関係法令とか規則の基本的な要求事項を遵守するというところで、より一層の安全管理とか不適合の未然防止に役立てていただければというところでございます。

この資料の中では、一昨年、令和3年12月のこの説明会以降の令和4年度と5年度の7月までの事例を盛り込んでおります。検査官が現場で発見しました気づき事項と、それに対する是正処置等ということで、共有させていただきます。

2ポツでございます。主な気づき事項と是正処置等ということでございます。主な気づき事項は、後ほど別紙で説明いたしますけども、核燃料物質の使用に関する記録の不備等の関係法令・規則等の基本的な要求事項を満足することに失敗している事例でございます。これらの事例につきましては、パフォーマンス劣化はあるものの、前回のこの説明会で説明しました事故トラブル事例1というもの以外は、原子力安全を維持することに影響を与えていないと評価します軽微な事例ということでございます。

それでは、ここで、具体的に別紙1のほうにいて、御説明を差し上げたいと思います。

別紙1でございます。原子力規制検査における気づき事項と是正処置等ということで、1ポツが非該当使用者、2ポツが核原料使用者ということで記載しております。

1ポツの(1)の保安のための必要な措置でございますけども、こちらの見方は、一番左側が主な確認項目ということで、要求事項がa、b、c、dと並んでいて、aの品質管理からfの核燃料施設の使用、次は(2)があるという形で、確認項目があります。その隣の主な確認対象というのが、実際、どういうことを確認したのかということが書いてあります。この確認の中で、どういうことを検査官が気づいたのかというのが隣のコラムでございます。一番右のコラムは、どういうふうには是正処置をしたかというふうはこの表を見ていきます。

一番上のaポツの品質管理というところでございますけども、品質管理に係る計画・実施の状況ということに対して、実際、原子力規制検査を行った場合、この①という品質管理に係る計画・実施を行っていない事例がありましたということです。これに対する是正処置というのを隣の①のところに書いてございますけども、この計画・実施をちゃんと行っていただくということでございます。

参考で、この品質管理のところ、ちょっと補足で説明したいと思っていまして、一番最後のページに参考としまして、非該当使用者に対する品質管理に係る要求事項というのを説明資料1枚用意しております。

これは、非該当の使用者に適用する品質管理基準規則ということで、これ、54条のところに書いてあることです。個別業務に関して、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価することということです。ちょっと何か意味が分かりにくいかなということで、赤いところに趣旨を書いております。

読みますと、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を見つけ、改善が必要な場合は、継続的な改善を実施して評価するというところでございます。「確認」と書いてあるの

は、検査の中で確認しますということも含んでおります。

写真が載っておりますけども、例えば、ドラム缶に液だれ跡があつて、ちょっと下にあるというような場合は、これは通常の状態と違いますので、改善が必要な事項ということで発見しましたということで、これに対して、赤い矢印の下で改善を計画的に実施しているということで。例えば、このドラム缶の液だれ跡であれば、ドラム缶をほかの容器に移し替えるとかということでございます。これの改善を評価するということでございます。非該当使用者の場合は、品質管理基準規則の要求事項が、ほかの使用者なんかと比べますと、軽くなっております。これは、非該当使用者がもともとリスクが小さいということで、グレーデッドアプローチの考え方にに基づきまして、要求事項を小さくしていると、少なくしているというのが趣旨でございます。

ただ、ちょっと横で参考と書かせていただいておりますけども、施設管理の場合は、これ、要求事項はPDCAと一般の改善のサイクルを回すということが必要になります。一番上のところは、施設管理の方針とか目標の制定、計画の実施というのでPですね、策定して、実際、施設管理を実施して、これを評価して反映すると。施設管理の場合には、PDCAをしっかり回すというのが要求事項になっております。

先ほどの(1)の保安のための措置のところの、今度はbポツでございますね、戻りたいと思います。管理区域への立入制限等というところでございます。

これにつきましては、気づき事項としては、管理区域への出入管理をやっていなかったりとか、管理区域境界の柵、区画物とか標識の不備があつたりというようなことでございます。これに対しては、これらをちゃんときちんとやるということが是正処置でございます。右に書いてあるとおりでございます。

また、cポツの線量に関する措置というところでございますけども、これにつきましては、気づき事項のところは、管理区域の作業者の一部を放射線業務に登録していないとか、個人線量計を未装着で管理区域に入っているとか、あるいは管理区域内の空気中の放射性物質を測定していないなどというのが気づき事項として挙がっております。

これらにつきましては、是正として、登録していなかった従事者を登録して被ばく管理を行う、あるいは、個人線量計を装着して管理区域に入る等ということでございます。

dポツのところも、今度は放射性物質による汚染の状況等の測定ということでございます。これにつきましても、気づき事項としましては、管理区域及び周辺監視区域における線量当量測定をしていないとか、あるいは表面汚染密度を測定していないとか、退域する

際に表面汚染検査をしていないというふうな気づきが挙がっております。

これにつきましても、必要な措置を行う。すなわち、線量当量の測定を行う等が是正処置ということでございます。

なお、これら、気がついたものは、その場で是正処置をお願いするとともに、後にフォローという形で、メール等で是正処置を行っていただいて、それを写真等、あるいは記録等で確認するというのは、後でフォローをやっている状況でございます。

あと、eポツの使用施設等の管理でございますけれども、これも施設管理方針及び目標を見据えてと、あるいは施設管理実施計画の未策定、施設管理の未実施というようなことでございます。先ほど、参考のところでも御説明いたしましたけれども、これはきっちりPDCAを回していただきたいというところでございます。是正処置のところは、これらを適切に実施するというところでございます。

今のところの②のところ、貯蔵庫の鍵が長期間開かないというような事例が実はございまして、これは、検査に行ったときに、ちょっと確認もしようがないというような状況がございまして。これにつきましては、最終的には γ -scan（ガンマ線測定器の一種）をやりますので、許可を受けている核燃料物質の所在を確認するというような処置をやっておりますので、こういう定期的に施設管理の一環として、金庫を開けて点検するというふうなことを定期的にやっていただかないと、ちょっとこれは少し面倒なことになるというような事例がございました。

fのところは、核燃料物質の使用で、使用上の注意事項が未掲載というふうなところで、これは是正処置としては、注意事項を掲示するというふうなことでございます。

(2)のほうに行きたいと思えます。その他保安のために必要な事項でございます。これは、aポツのところは許可と整合しているかと。許可申請書で申請して許可を受けたものと整合しているかというところであります。

主な気づき事項でいきますと、①-1というところですが、中性子検出器を専用収納箱の最大収納量を超えて収納していましたというような事例でございます。これにつきましては、使用者のほうで不適合管理を実施して、これは専用の収納箱を超えて収納はしていたのですが、既許可で別の収納箱の許可を取っておりまして、これも未整備というふうなところではございましたけれども、まだ整備していない収納箱を増設して、超過した中性子検出器をそこに移設するというようなものが是正になっております。

あと、①-2というところでもありますけれども、これは核燃料貯蔵室の扉の位置とか管理区

域の一部が許可の添付図と不整合でしたというようなものでございます。

また、①-3というのは、貯蔵箱の寸法が許可と不整合でしたというような事例がございました。

この①-2と3につきましては、使用者のほうで不適合管理をやるということと、使用の変更許可を申請するというのが是正になっております。ここにつきましては、質問いただいておりますので、後ほど回答をさせていただきます。

ここの(2)のbポツのところでありますけれども、核燃料物質の使用に関する記録等の保管状況ですけれども、必要な各種記録が作成とか保管されていないものがあったということで、この記録の作成、保存をやっていただくというのが是正になります。

2ポツの核原料のところも、今、核燃料使用者で説明した事例とほぼ同じようなものがございますので、説明は割愛いたします。

それで、2ポツのところにもう一回戻っていただきまして、2段落目のところでございます。今、いろいろ事例を見てまいりましたけれども、この1ページ目の下のほうにURLがいろいろ張ってございますけれども、この辺もちょっと、今これから参照してまいりますので、関係法令とか規則等について理解を深めるようお願いしたいところでございます。いろいろ事例、検査の中で発見しておりますので、これらを見つけたことに対して留意して、今後もこの規制検査の中では、引き続き実効的かつ効率的に進めていきたいというふうに思っております。

それで、参考の1のところをちょっと、閲覧いただいております皆様と一緒に見ていこうかなと思うのですが、1番目の丸のところ、核燃料物質の使用等の安全規制というところですが、これ、ちょっとクリックしていただくと、核燃料物質の使用の規制ということで、核燃料物質の許可申請書等の手続とか、あとは規則・告示・内規・ガイドとか、この辺のところにアクセスができますので、一通りはお目通しいただければと思います。

それで、二つ目の丸のところに行きますけれども、核燃料物質使用者等に対する安全上の情報提供というところでございます。これもちょっと見ていただきますと、令和3年12月20日に前回開催した資料の中に資料1というのがありまして、核燃料物質・核原料物質～安全に取り扱うために～という資料であります。この資料をいま一度見ていただきますと、最低限必要な要求事項等は、ダイジェストでパンフレットにまとまっているというものですけれども。この中で2ページ目のところは、核燃料物質の取扱いについてということで書いておりますけれども、この中には施設管理の話とか、記録とか報告、あるいは検査という

中身。施設管理を具体的にどのようにしたらいいかというようなことが記載してありますので、これもいま一度お目通しいただければと思います。

最後のページには、核原料物質の取扱いというのがありますので、同様に施設の管理、記録、報告、検査の辺りを記載しておりますので、この辺はいま一度お読みいただいて、施設の管理に役立てていただきたいというふうに思います。

あと、その下の丸は、この検査の中で、検査官がどのような視点で検査を行うのかというようなガイドでございますね。非該当使用者等（BZ2010）というのがありますので、ここをクリックしていただいて、ここに並んでいる、ちょっと見づらいかもしれませんが、ガイドの中の一番下のところに、基本検査ガイドに関する文書という中の一番下に非該当使用者というのがありますので、これに基づいて検査官は、参考に検査をやっていくということでございます。

あと、一番下の丸は、過去の規制検査の報告書ということで、この検査を実施した後は、報告書を作って委員会まで報告して、ホームページにアップするという作業をやっておりますけども、ここをクリックしていただきますと、本年度の第一四半期の報告書までまとまっておりますので、この辺も参考になるのではないかなというふうに思います。

ここまでが資料2の説明でございますけども、先ほど御案内しました、事前にいただいた質問への回答ということで、細野企画調査官のほうから御説明をお願いいたします。

○細野（企画調査官） 規制庁、細野でございます。

事前にいただきました質問でございますけれども、資料2のA4横のページの1ポツの(2)のaポツの主な気づき事項というところの①-1、①-2、①-3に関するものでございます。基本的にいただいた質問でございますが、使用変更許可に関わるものなので、私ども核燃料施設監視部門ということで、本来は私どもでお答えするよりは、研究炉等審査部門という専門の部署がございますので、そちらのほうにお尋ねいただければというものでございます。ただ今回、研究炉等審査部門のほうに確認をしたところ、回答を得られていますので、その回答を申し上げさせていただきたいと思います。

まず、①-1の気づきで、最大収納量を超えて収納とあることは、①-2、①-3と同様に、許可申請との不整合と取れるが、①-2、①-3は変更許可申請が必要で、①-1は変更許可が不要であるという根拠を御教授願いたいというような御質問でございました。

担当部署、研究炉等審査部門に確認したところ、①-1については、既許可に基づき、現場（収納の仕方）を改めたため、変更許可申請は不要であるという判断でございました。

①-2、①-3は、既許可に基づき、現場（扉の位置や貯蔵箱の寸法）を改めることができないことから、変更許可申請が必要という判断でございました。

次の質問で、また、①-2、①-3の変更申請時に申請書に記載すべき変更理由を参考までに御教授願いたいということでございますが、こちらは自主保安の観点から、申請者のほうで検討をいただければ幸いですというような回答でございました。

以上でございます。

○大向（安全規制管理官） ありがとうございます。

何かございましたら、別途事務局のほうにということで、冒頭に申し上げてございます。

それでは、本日の議題としては以上となっておりますけれども、当部門の管理官補佐の木村から、資料についてお知らせがございます。

それでは、よろしくをお願いします。

○木村（管理官補佐） 原子力規制庁、木村でございます。

本日、資料1、2とは別に、参考ということで法令報告の改善に係る検討状況について、資料をつけております。

こちらにつきましては、現在、原子力規制庁のほうで、原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について検討をしておりますので、この場をお借りしまして、皆様に御紹介をさせていただくというものでございます。

こちらにつきましては、本年6月7日の規制委員会で審議をしたときの資料でございまして、中身、ちょっと大部になっているのですけれども、ちょっとかいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

2ポツの経緯の部分なのですが、原子炉等規制法のほうで、第62条の3に基づいて事故トラブルの報告、こういう事象があったら原子力規制委員会のほうに報告してくださいということで、事業者の皆様から報告を受けるということになってございます。

具体的な制度としてはどうなっているかという、この資料の一番最後のページにパワーポイントがついているのですけれども、こちらに簡単にあるのですけれども、上のほうで、原子力事業者等、皆様の施設のほうで何か事象が発生した場合、その下に書いてあるような核燃料物質の盗取・所在不明ですとか、故障ですとか、放射性物質が漏えいしましたとか、こういう事象が発生した場合には、まず事象が発生した旨を直ちに報告してくださいというものがあつて、点線から下の部分で、事象の状況ですとか、その処置につきましては、その後、追って遅滞なく報告してくださいということで、こういうスキーム

で法令報告をいただくということになってございます。

すみません、一番最初のページにお戻りいただきまして、この法令報告のスキームにつきまして、2ポツの経緯の真ん中辺りなのですけれども、令和4年ぐらいから改善について検討してまいりまして、最初は原子力発電所のほうでということ、発電炉施設についてどうするかということで検討しておったのですけれども、その次に核燃料施設についてどうするかということで検討に着手しておりまして、現在、法令報告のグレーデッドアプローチについて検討しておりますということで、その後、3ポツ以降に現在の検討のポイントを三つ挙げておりますので、こちらについて御紹介をいたします。

まず、3ポツのほうに記載がありますのが、故障に係る法令報告のグレーデッドアプローチということで、グレーデッドアプローチにつきましては、先ほど資料のほうで、奥山からも説明の中で言及があったかと思うのですけれども、リスクに応じて相応の規制のやり方をしましようというものでございます。法令報告で、各事業規則で故障について、こんな場合には規制委員会に法令報告してくださいというものがあるのですけれども、使用施設については、この資料の9ページを御覧いただきますと、実際に、こういうときに法令報告してくださいねということを決めている規則の条文が載っておりまして、ちょっと細かくて申し訳ないのですけれども、右から2列目のところで、核燃料物質の使用等に関する規則というものがございまして、こちらの赤枠で囲ってある一番上のところですね、第2号のところ、使用施設等の故障があった場合において、当該故障に係る修理のため特別の措置を必要とする場合であって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたときは法令報告してくださいというのがございます。

それから、次、10ページに行ってくださいまして、やはり右から2列目の第3号というところに、使用施設等の故障により、核燃料物質の閉じ込め機能とか、放射線障害を防止するための放射線の遮蔽機能とか火災、爆発の防止の機能を喪失し、またはそのおそれがあったことによって、核燃料物質の使用等に支障を及ぼしたときには法令報告してくださいというのが今の規定になってございます。

資料の、すみません、行ったり来たりして申し訳ないです、2ページ目に戻っていただきまして、2ページ目のところで、事業者と意見交換をして、我々規制委員会、規制庁のほうでもいろいろ議論をしました結果ということで、(2)のところに対応方針ということで記載がございます。

これについて、対応方針の一つ目の丸なのですけれども、先ほど説明した第2号と第3号

の法令報告につきましては、共に施設の故障を対象としたものです。それで、先ほど御説明したときに、事業や施設の運転に支障を及ぼしたときには法令報告してくださいということで記載があったのですけれども、原子力規制委員会として報告を受ける事象としましては、事業に支障を及ぼしたときではなくて、安全に影響があったときとすべきではないかということで議論がございまして、事業に支障を及ぼしたときということは削除してはどうかということで、検討をさせていただきます。

それから、その下の「また」以下、二つ目の丸ですけれども、これも施設のグレーデッドアプローチの考え方を取り入れようというものなのですから、今回の非該当の使用施設ですとか核原料の使用施設の皆様もそうなのですから、重大事故ですとか多量の放射性物質を放出するような事故が想定されていないような核燃料施設については、グレーデッドアプローチの考え方を適用しまして、故障を対象とした法令報告事象においては、遅滞なく報告してくださいと、先ほど、一番最初に説明した、直ちに事象や起きたことを報告してください、遅滞なく事象の状況と処置を報告してくださいという、二つ目の「遅滞なく」のほうですね。そちらのほうの報告の提出を不要としてはどうかということで、現在検討をしております。ただこれ、あくまで遅滞なく報告をいただくものを不要にしてはどうかという検討がございまして、事象が発生したら直ちに報告するというものは、引き続き維持をしたいというふうに考えてございます。これが1点目でございます。

続きまして、3ページ目に移っていただきまして、4ポツのところの廃止措置段階における法令報告対象というのがあるのですけれども、これ、ざっくり申し上げますと、廃止措置段階につきましては、進捗状況によって施設の状態が変化するので、法令報告の対象とすべき事象が変わっていくであろうという考え方がございます。その考え方については、発電用原子炉施設については、既に原子力規制委員会の内規のほうできちんと明文化されているのですけれども、核燃料施設については明文化、今のところされていません。それを発電用原子炉施設に倣って明文化したいと思いますというのが、この4ポツの内容でございます。

続きまして、5ポツ、核燃料物質によって汚染されたものが盗取または所在不明となった際の対応というものなのですから、こちら、検討事項の三つ目になります。

こちらは、先ほどパワポの一番最後のページで御説明をしたときに、こういうときは法令報告してくださいという対象の中で、核燃料物質そのものが盗取または所在不明の場合は法令報告してくださいということに今なっているのですけれども、核燃料物質によって

汚染されたものが盗取または所在不明になった場合というのは、今のところ法令報告の対象ではないということになっております。この取扱いについて、前回の改正時にパブリックコメントで、考え方をどうしますかということで、規制庁のほうに宿題となっております。それについて、今検討を進めているというところでございます。こちらについては、発電事業者さんも含めて、今意見交換をしているところなのですけれども、4ページのところで(2)の対応方針の一番上の行に書いてあるのですが、まだ、実は議論が収束しておりませんで、今後も意見交換などで事業者の意見を聴取しながら、引き続き検討しますということになってございます。

こちらについて、これは6月7日に規制委員会にお諮りしたときの紙ですので、委員会了承事項ということで、あちこちについておりますけれども、基本的にこれら、今御説明した3点の方針につきまして、6月7日の規制委員会です承をされているというところでございます。現在、それに基づいて、規制庁、事務局のほうで規則などの改正案を作成しているということで、改めて今後、規制委員会のほうに諮って、パブコメをして規則などの改正をするという予定にしております。

事業者の皆様をお願いなのですが、先ほどもお話ししたとおり、何かあったら直ちに報告してくださいというのはあるので、法令報告の対象の事象が発生した場合はもちろんなのですが、法令報告の事象に該当しないかもしれないけど、ちょっと気になる事象が発生しましたと。こんなときは報告したほうがいいですか、どうですかというような、迷うような事故がありましたら、規制庁のほうに御一報いただけますと幸いです。事業者の皆様いろいろな教えていただかないと、我々も発見できない部分もありますので、ぜひ気になることがありましたら、御一報、御相談をいただけますようお願いいたします。

すみません、以上です。

○大向（安全規制管理官） ありがとうございます。

本日用意した議題等は以上でございます。

それでは、以上をもちまして、核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に対する原子力規制検査の運用等の説明会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。